

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年7月14日(2005.7.14)

【公開番号】特開2005-10795(P2005-10795A)

【公開日】平成17年1月13日(2005.1.13)

【年通号数】公開・登録公報2005-002

【出願番号】特願2004-225237(P2004-225237)

【国際特許分類第7版】

G 02 F 1/1335

G 02 B 5/20

G 02 F 1/1343

【F I】

G 02 F 1/1335 5 0 5

G 02 F 1/1335 5 2 0

G 02 B 5/20 1 0 1

G 02 F 1/1343

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月26日(2005.1.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一対の基板間に配置された電気光学物質層を有し、複数の画素が構成されてなる電気光学装置において、

各々の前記画素内において、前記電気光学物質層を通過した光を反射する反射部に設けられた反射層と、

各々の前記画素内において、前記反射部の一部に平面的に重なるように配置された着色層と、

前記反射層の表面上で、各々の前記画素同士の間の領域に形成された遮光膜とを備え、各々の前記画素内において前記反射層が設けられていない領域が設けられ、

前記着色層は、前記反射層が設けられていない領域に重なり、

前記反射部上において前記着色層が設けられていない領域が設けられ、

前記着色層が設けられていない領域は、前記遮光膜と前記着色層との間の領域であることを特徴とする電気光学装置。

【請求項2】

前記着色層は前記反射層が設けられていない領域を完全に覆うように配置されていることを特徴とする請求項1に記載の電気光学装置。

【請求項3】

前記着色層は前記反射層が設けられていない領域上から前記反射層が設けられていない領域周囲の前記反射部上に張り出すように配置されていることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の電気光学装置。

【請求項4】

前記反射部は前記反射層が設けられていない領域の全周囲に配置されていることを特徴とする請求項1乃至請求項3のいずれかに記載の電気光学装置。

【請求項5】

前記着色層は、前記複数の画素の各々に対応して異なる色を備え、

前記着色層の前記反射部上の被覆面積率は、少なくとも2つの異なる色の前記着色層を備えた前記画素間で異なることを特徴とする請求項1乃至請求項4のいずれかに記載の電気光学装置。

#### 【請求項6】

前記着色層は、赤、緑、青の各色の着色層を備え、緑の前記着色層の前記被覆面積率は赤及び青の前記着色層の前記被覆面積率よりも小さいことを特徴とする請求項5に記載の電気光学装置。

#### 【請求項7】

緑の前記着色層の前記被覆面積率は30～50%であり、赤及び青の前記着色層の前記被覆面積率は60～100%であることを特徴とする請求項6に記載の電気光学装置。

#### 【請求項8】

前記反射部の面積に対する前記反射層が設けられていない領域の面積の割合は、30～70%であることを特徴とする請求項1乃至請求項7のいずれかに記載の電気光学装置。

#### 【請求項9】

前記遮光膜は、黒色樹脂からなることを特徴とする請求項1乃至請求項8のいずれかに記載の電気光学装置。

#### 【請求項10】

前記遮光膜は、R(赤)、G(緑)及びB(青)の3色の着色材を共に混合させて透明樹脂中に分散させたものであることを特徴とする請求項1乃至請求項8のいずれかに記載の電気光学装置。

#### 【請求項11】

請求項1乃至10のいずれかに記載の電気光学装置と、該電気光学装置を制御する制御手段とを有することを特徴とする電子機器。

#### 【請求項12】

複数の画素が設定された基板と、

前記基板上に配置され、光を反射する反射部に設けられた反射層と、

前記反射部の一部に重なるように配置された着色層と、

前記反射層の表面上で、各々の前記画素同士の間の領域に形成された遮光膜とを備え、各々の前記画素内において前記反射層が設けられていない領域が設けられ、

前記着色層は、前記反射層が設けられていない領域に重なり、

前記反射部上において前記着色層が設けられていない領域が設けられ、

前記着色層が設けられていない領域は、前記遮光膜と前記着色層との間の領域であることを特徴とするカラーフィルタ基板。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明の電気光学装置は、一対の基板間に配置された電気光学物質層を有し、複数の画素が構成されてなる電気光学装置において、各々の前記画素内において、前記電気光学物質層を通過した光を反射する反射部に設けられた反射層と、各々の前記画素内において、前記反射部の一部に平面的に重なるように配置された着色層と、前記反射層の表面上で、各々の前記画素同士の間の領域に形成された遮光膜とを備え、各々の前記画素内において前記反射層が設けられていない領域が設けられ、前記着色層は、前記反射層が設けられていない領域に重なり、前記反射部上において前記着色層が設けられていない領域が設けられ、前記着色層が設けられていない領域は、前記遮光膜と前記着色層との間の領域であることを特徴とする。

#### 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

前記複数の画素のそれぞれに対応する前記反射層が設けられていない領域の面積は、互いに実質的に同一であり、前記複数の画素の少なくとも一つに対応する前記着色層の面積は、その他の前記複数の画素に対応する前記着色層の面積とは異なることが好ましい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

前記反射層が設けられていない領域の面積は、異なる色の前記着色層を備えた前記画素間で同一に構成されていることが好ましい。反射層が設けられていない領域の面積が異なる色の着色層を備えた画素間で同一に構成されていることにより、各色の画素において入射光量を等しくすることができるため、透過表示の色調整を比較的簡単に行うことが可能になる。また、反射部の面積についても異なる色の着色層を備えた画素間で同一に構成されるので、反射表示の色調整を行う際に、各色に対する着色層の反射部上の面積を調整しやすくなる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

本発明において、前記着色層は、異なる色を有する複数種類の着色層を備え、前記着色層の前記反射部上の被覆面積率（上記の反射着色比と同等）は、少なくとも2つの異なる色の前記着色層を備えた前記画素間で異なることが好ましい。これにより、反射層が設けられていない領域の透過光によって実現される透過表示の色を最適化するように各色の着色層の光学特性を調整するとともに、反射部と重なる各色の着色層の被覆面積率を調整することにより反射表示の色を最適化するといったことが可能になる。したがって、各色についてそれぞれ透過表示の色と反射表示の色とを独立に調整することができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

本発明において、前記着色層は、赤、緑、青の各色の着色層を備え、緑の前記着色層の前記被覆面積率は赤及び青の前記着色層の前記被覆面積率よりも小さいことが好ましい。透過表示は、反射層が設けられていない領域と重なる領域において着色層を1回だけ透過した光により構成されるが、反射表示は、反射部と重なる領域において着色層を2回透過する光により主として構成され、部分的に反射層が設けられていない領域と重なる領域における着色層による反射光にも影響される。したがって、一般的に反射表示は透過表示よりも彩度が高くなる反面、暗くなりやすい。ところで、比視感度は黄緑の波長領域にピークを有するため、赤及び青の光の彩度が上がると暗くなるのに対して、緑の光の彩度を上げても暗くなりにくい。これにより、反射表示において明度を高めようとすれば、特に赤や青の彩度が低下しやすくなる。したがって、赤や青の画素においては、被覆面積率を高

くして（すなわち、着色層と重ならない反射部の面積をなくすか、或いは、少なくして）彩度を確保し、緑の画素においては被覆面積率を低くする（すなわち、着色層と重ならない反射部の面積を増大させる）ことにより反射光量をかせぐようにすれば、反射表示の色再現性を確保しつつ、明度を大幅に増大させることが可能になる。

#### 【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

本発明において、前記反射部は前記反射層が設けられていない領域の全周囲に配置されていることが好ましい。これにより、反射層が設けられていない領域が反射部により取り囲まれた状態に形成されることとなるため、着色層と反射層との間に多少の位置ずれが発生したとしても、着色層で覆われない領域が反射層が設けられていない領域に生じないようにすることができる。特に、前記反射層が設けられていない領域は反射部の略中央に形成されていることが望ましい。

#### 【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

本発明において、前記反射部の面積に対する前記反射層が設けられていない領域の面積の割合は、30～70%であることが好ましい。一般に、反射層の反射部の面積に対する反射層が設けられていない領域の面積の割合が大きくなると透過表示は明るくなるが、反射表示は逆に暗くなるので、透過表示と反射表示のバランスを探るように反射層の反射部の面積に対する反射層が設けられていない領域の面積の割合を設定する必要がある。より具体的には、反射部の面積に対する反射層が設けられていない領域の面積の割合が小さすぎると、バックライトの照度を高くする必要があり、バックライトの消費電力が増大する。また、反射部の面積に対する反射層が設けられていない領域の面積の割合が大きすぎると、反射表示が暗くなり視認しにくくなる。本実施形態では、反射部の一部に着色層と重ならない領域が設けられることにより反射表示の明るさをかせぐことができるので、反射層全体に着色層を重ねた構造を採用する場合に較べて、反射部の面積に対する反射層が設けられていない領域の面積の割合が大きい上記範囲で透過表示と反射表示のバランスをとることが可能になり、透過表示と反射表示の双方において良好なカラー品位を実現することができる。反射部の面積に対する反射層が設けられていない領域の面積の割合が上記範囲を下回ると、透過表示の明度を確保する必要から消費電力が増大するので携帯電話等の携帯型電子機器には採用しにくくなる。また、反射部の面積に対する反射層が設けられていない領域の面積の割合が上記範囲を上回ると、反射表示における明度と彩度の両立が困難になり、反射表示におけるカラー品位を確保することが難しくなる。

#### 【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

次に、本発明のカラーフィルタ基板は、複数の画素が設定された基板と、前記基板上に配置され、光を反射する反射部に設けられた反射層と、前記反射部の一部に重なるように配置された着色層と、前記反射層の表面上で、各々の前記画素同士の間の領域に形成された遮光膜とを備え、各々の前記画素内において前記反射層が設けられていない領域が設け

られ、前記着色層は、前記反射層が設けられていない領域に重なり、前記反射部上において前記着色層が設けられていない領域が設けられ、前記着色層が設けられていない領域は、前記遮光膜と前記着色層との間の領域であることを特徴とする。